

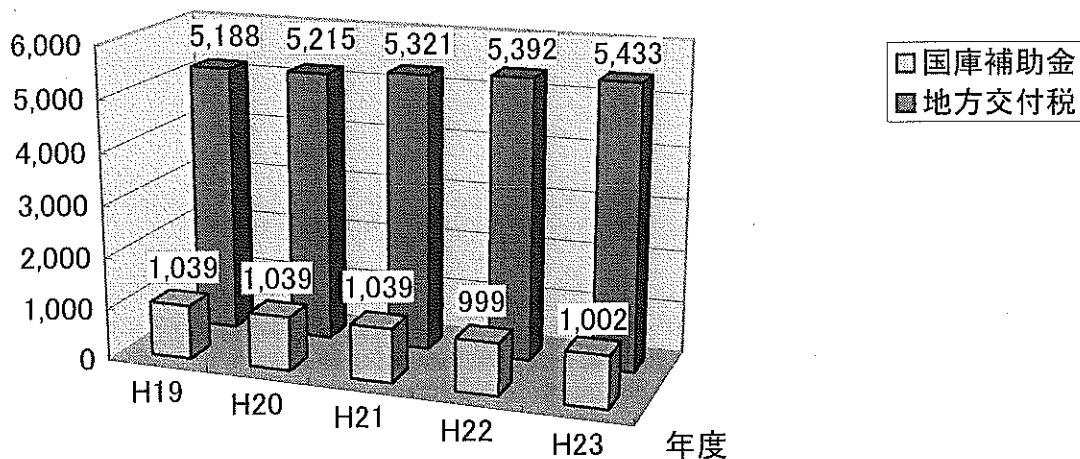
25 私学助成の充実強化について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

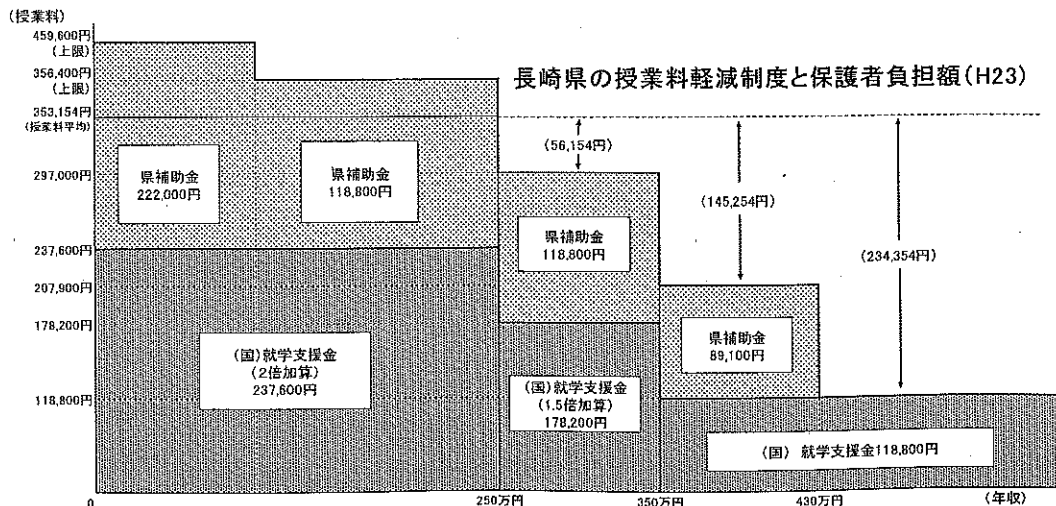
- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、地方交付税措置の充実を図ること
 - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた補助金の特別加算措置を設けること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を図ること

単位：億円 私立高等学校等の経常費助成に係る財源総額の推移



国の生徒一人当たり補助単価の推移

区分		(単位：円)				
		H19	H20	H21	H22	H23
高校	国庫補助金	51,960	52,325	52,743	52,743	52,905
	地方交付税	241,600	242,800	248,200	253,400	255,900
	計	293,560	295,125	300,943	306,143	308,805
中学校	国庫補助金	45,546	45,726	45,772	45,772	46,087
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	286,446	288,026	293,672	298,872	301,487
小学校	国庫補助金	43,898	44,072	44,116	44,116	44,487
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	284,798	286,372	292,016	297,216	299,887
幼稚園	国庫補助金	22,252	22,408	22,587	22,587	22,619
	地方交付税	138,400	140,200	144,400	146,800	148,600
	計	160,652	162,608	166,987	169,387	171,219



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ しかし、少子化の進行や長引く景気の低迷など、私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成22年4月より施行された公立高等学校に係る授業料の不徴収に伴い、私立高等学校等については高等学校等就学支援金が措置されましたが、公私間の保護者負担格差が依然として残っており、授業料の格差は無限大に拡がっています。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法

- ・ 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- ・ 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

◆地域の実情に応じた助成の加算措置について

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の36%を占めており、100人未満の小規模校が3校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱であり、公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

◆高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充について

- ・ 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成23年度平均で353,154円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せし、年収430万円未満程度の世帯まで助成対象としていますが、それ以外の世帯は平均234,354円の保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の大幅な拡充が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立高等学校等経常費助成費等補助金の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- ・ 高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化などへの学校施設・設備整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につながるすることができます。
- ・ 家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

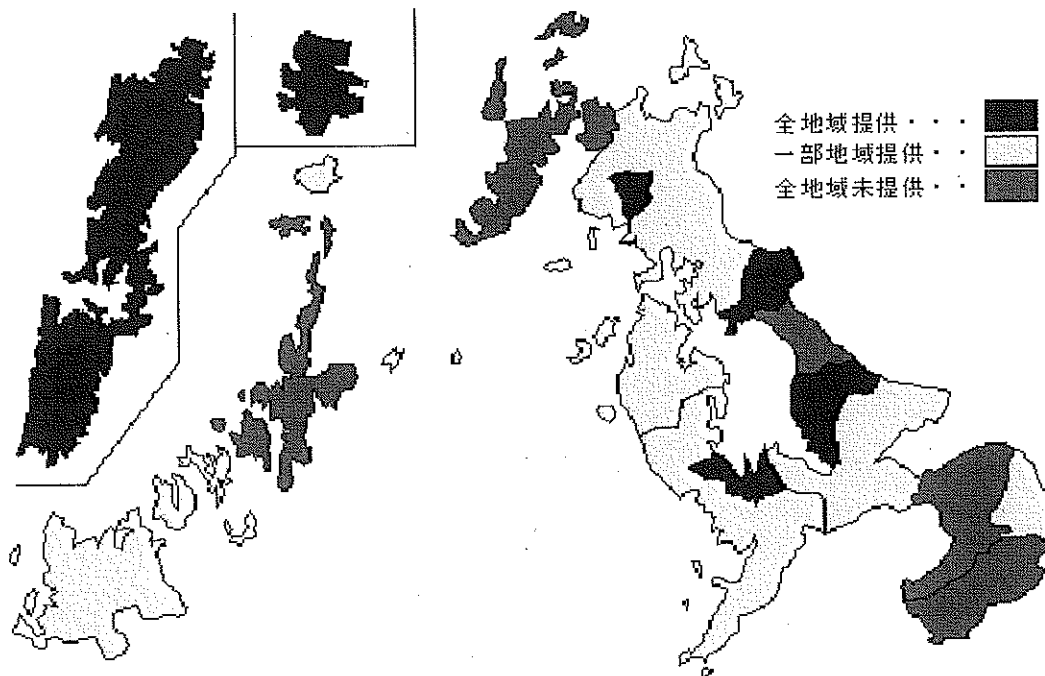
26 高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度を創設すること
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービスが安定的に確保されるための支援施策を創設すること
- 3 地上デジタル放送移行に伴う緊急避難的措置に係る恒久対策の確実な実現をはじめとしたテレビ難視聴対策を継続・拡充すること

県内における超高速ブロードバンド環境



超高速ブロードバンド世帯カバー率

長崎県: 78.6% (全国: 95.1%)

※平成23年9月末現在

※超高速ブロードバンド: FTTH、下り30Mbps以上のケーブルインターネット
(総務省)

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 人口の流出、高齢化の進展等が著しい地域においては、産業活性化や住民サービスの向上を図る上で、ICTを活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要です。離島等においてはブロードバンド環境が一定整備されたものの、人口減少などにより利用料収入の増加が見込まれず、安定的に維持することが危惧される状況にあります。
- ・ 地上デジタル放送移行に伴い、これまで受信できていたアナログ放送が視聴できない「新たな難視」地区のうち対策が進んでいない地区では、緊急避難的に衛星放送を視聴しています。また、「新たな難視」対策が進む一方で、アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区が存在し、不公平感が生じています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 地域づくりや県民の利便性向上の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が課題となっていますが、初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない状況にあります。
- ・ 携帯電話不感エリアについては、ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域が存在し、既にブロードバンドや携帯電話が整備された地域においても同様の問題からその維持が危惧されています。
- ・ テレビ難視聴対策としての共聴施設等の設置については新設・維持管理費が、またケーブルテレビへの加入については利用料が住民の負担となっています。また、緊急避難的な衛星放送は東京地区の放送を送信することから、地域住民に必要な災害情報等が提供されません。
- ・ アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区の難視解消も図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

直接的な財政支援制度の創設とは

超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ電気通信事業者の投資インセンティブを高め、整備を促進するための補助制度の創設を望みます。

条件不利地域においてもサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは

携帯電話不感エリアの環境整備促進と携帯電話やブロードバンドの安定的なサービス提供を維持し、地域間格差是正のため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

テレビ難視聴対策の継続・拡充とは

「新たな難視」対策に係る上記の住民負担の軽減を図るために支援制度を創設すること、衛星放送による緊急避難的な難視聴対策を講じている地区においては、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること、難視聴解消を目的とする施設の整備に対する支援の継続拡充を図ることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 前頁における超高速ブロードバンド環境の一部提供地域及び全未提供地域での環境が整備され、教育、危機管理、福祉をはじめとする様々な場面での利活用が可能となり、また、携帯電話不感エリア（対馬市、五島市、西海市）の解消が促進されるなど、住民生活の利便性向上を図ることができます。
- ・ テレビ難視聴対策が促進され、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報が県下同一に提供されることにより、住民生活の利便性向上を図ることができます。